

消防かわら版



第 24 号
平成22年2月発行
熊谷市消防本部
TEL 048-501-0118
E-mail
fd-yobo@city.kumagaya.lg.jp
URL
http://www.kumagaya119.jp/

平成21年中の火災・救急・救助の件数			
◎火災	100件	前年は 81件	19件増
◎救急	7168件	前年は 7088件	80件増
◎救助	125件	前年は 120件	5件増

平成21年度 全国統一防火標語



消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子

春季全国火災予防運動 平成22年3月1日から3月7日まで

老朽化消火器の破裂事故に注意！

平成21年9月、大阪府と福岡県で相次いで古い消火器の破裂事故が発生しました。消火器はレバーを握ると容器内に高い圧力がかかり、薬剤を噴射する仕組みになっています。古くなり、容器が錆びているものや変形しているものは、危険ですので絶対に使用しないでください。

1 設置箇所

消火器は湿度の高いところや直接濡れた床の上に設置すると腐食の原因になりますので、風通しがよく、日光や雨が当たらないところに設置しましょう。

2 交換時期

一般的に消火器の耐用年数は8年と記載されていますが、耐用年数内であっても、錆びや変形があるものは交換をしてください。

3 処分方法

消火器は一般ごみとして処分できません。購入したお店又はお近くの消防用設備販売業者にご相談ください。(処分料は有料です。)回収された消火器は分別・リサイクルされます。詳しくは予防課(TEL048-501-0118)へお問い合わせください。



腐食している消火器は危険ですので、触らないでください！

コラム 雑居ビル内 居酒屋火災の「教訓」

平成21年11月22日、東京都杉並区の雑居ビル2階にある居酒屋で起きた火災では、死者4名、負傷者12名という大きな被害が発生してしまいました。

この火災は調理場から出火し、店内の装飾に次々と燃え移り、極めて短時間のうちに店内が炎と煙に包まれたと見られています。

店には非常口があったにもかかわらず、使用された形跡はなく、扉の前にはついたてが置かれ、更に座布団が積まれていたと報道されています。

皆さんが普段ご利用になるお店であっても、日頃から非常口の確認をする意識を持ち、万が一火災に遭遇しても速やかに避難できるよう備えておきましょう。



特別査察を実施

全国で発生した火災のうち、大きな被害が報告された事例と同じ形態の店舗に対し、特別査察を実施しています。

今年度は7月にパチンコ店、11月にマージャン店、12月には居酒屋に対して実施し、消防法に違反している箇所を指摘しました。今後も改善に向けて指導を続けていきます。



第10回消防フェア

11月15日、消防本部庁舎で「第10回消防フェア」が開催されました。

一日消防署長に任命

第13回防火ポスターコンクールで最優秀賞を受賞された江南南小学校の井出美嶺さん、妻沼南小学校の榎本みずほさんが、一日消防署長に任命されました。お二人には各コーナーに参加していただき、来場者に「災害のない住みよい街づくり」を呼びかけていただきました。

ミニのび太くんデビュー

ミニ消防車シリーズ第2弾として、ミニはしご車「ミニのび太くん」のお披露目を行いました。

昨年のミニ消防車「ミニ消太くん」の好評を受け、廃棄物品をリサイクルして製作したもので、自走はもちろん、はしごを伸ばすこともできます。今後は消防のPRのため、各種イベントに参加する予定です。ミニ消太くんと同様にかわいがってください。



消火器・住警器の悪質な訪問販売

全国的に、消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が発生しています。

法外な値段や必要以上の個数を提示したり、さも消防署や消防団の委託を受けているかのように偽ったり、中には点検のフリをして、強引に部屋に押し入る者まで現れています。

消防本部、消防署及び消防団では一切、あっせんや販売は行っていません。不審に思われたときは、消防本部予防課 (TEL048-501-0118) 又は各消防署にお問い合わせください。

平成21年度の防火ポスター決定

今年度の防火ポスター(秋季、春季の2作品)が決定!

市内の小学4年生を対象に防火ポスターを募集し、1,645点の応募の中から選ばれた作品です。

火災予防運動期間中に、市内の多くの場所に掲出されます。このポスターが火災予防に大きな効果を発揮するよう期待しています。



秋季火災予防運動ポスター
熊谷市立江南南小学校
井出美嶺さんの作品



春季火災予防運動ポスター
熊谷市立妻沼南小学校
榎本みずほさんの作品

住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

みなさんのお宅ではもう設置されてますよね?

「それってガス漏れ警報機のこと?うちは前から付いてるよ。」

「リビングに設置したので大丈夫。夜も安心して寝られます。」

「買ってきて、テレビの上に置いてあるんだ。」

あれあれ!?ちょっと待ってください。付いているのは本当に『住宅用火災警報器』ですか?寝室にも付けましたか?せっかく設置しても、目的の違う機器だったり、設置の場所や方法などが誤っていたりすると十分な効果が期待できません。もう一度ご確認をお願いします。

- 寝室に煙式(煙を感知するもの)の設置が必要です。ただし寝室が2階以上の階にある場合には階段にも必要です。それ以外の場所は任意の設置となります。
- 詳細は、熊谷市消防本部のホームページをご覧ください。予防課にお問い合わせください。(TEL048-501-0118)



アンケートにご協力ください

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で10名様に、熊谷市防火安全協会より図書カードを差し上げます。

平成20年6月1日から、すべての住宅で、次の場所に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

- ・寝室
- ・階段(寝室が2階以上の階にある場合)

住宅の義務となる場所に住宅用火災警報器が設置されていますか。該当するもの一つをお答えください。

- 1 設置している
- 2 一部設置している
- 3 設置していない



ハガキ又はメールにアンケートの結果、郵便番号、住所、氏名、年齢と本紙に対するご意見、ご要望などをご記入のうえ、下記までお送りください。

宛先 〒360-0811 熊谷市原島675番地1
熊谷市消防本部 予防課

Eメール fd-yobo@city.kumagaya.lg.jp

締切り 平成22年3月10日

(ハガキの場合は当日消印まで有効)

※当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。